

2025年6月20日 一部改正  
2025年1月29日 技術委員会 審議  
2025年6月10日 国土交通大臣 認可

## 水バラストの電子記録簿

### 改正対象

バラスト水管管理設備規則  
バラスト水管管理設備規則検査要領

### 改正理由

バラスト水管管理条約では、バラスト水の取入れや排出等に関連する作業を記録する水バラスト記録簿として、電子記録簿の使用が認められており、弊会規則においてもこれを規定している。

2023年7月のIMO第80回海洋環境保護委員会(MEPC 80)において、電子記録簿の利用方法に関するガイドラインが決議MEPC.372(80)として採択された。また2024年3月のMEPC 81において、バラスト水管管理条約の脚注において本ガイドラインを参照するための同条約改正が決議MEPC.383(81)として採択された。また、2024年12月11日付国総海第51号及び国海環第76号により、これを担保するための国土交通省の所管する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法令が改正された。

このため、決議MEPC.372(80)及びMEPC.383(81)並びに国内法令の改正に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

バラスト水管管理設備規則及び関連検査要領において、電子記録簿を使用する場合の取扱いを規定する。

### 施行及び適用

2025年10月1日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク(\*)は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DX24-10

**「水バラストの電子記録簿」新旧対照表**

新	旧	備考
<b>バラスト水管理設備規則</b>  <b>1編 総則</b>  <b>2章 用語及び略号</b>  <b>2.1 一般</b>  <b>2.1.1 用語 (BWM条約第1条, 附属書A-1規則関連)</b> ((1)から(23)は省略) <u>(24) 「電子記録簿」とは、本編の規定により要求される各バラスト水操作に関する記入事項を、ハードコピーの記録簿に代えて、電磁的記録として記録するためには使用される主管庁の承認を受けた装置又はシステムをいう。</u>	<b>バラスト水管理設備規則</b>  <b>1編 総則</b>  <b>2章 用語及び略号</b>  <b>2.1 一般</b>  <b>2.1.1 用語 (BWM条約第1条, 附属書A-1規則関連)</b> ((1)から(23)は省略) (新規)	決議 MEPC.383(81) Regulation A-1 para.9

## 「水バラストの電子記録簿」新旧対照表

新	旧	備考
<b>2編 検査</b>	<b>2編 検査</b>	決議 MEPC.383(81) Regulation B-2 para.1
<b>2章 登録検査</b>	<b>2章 登録検査</b>	
<b>2.1 製造中登録検査</b>	<b>2.1 製造中登録検査</b>	
<b>2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類*</b>  登録検査完了に際して、次に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。 (1) 有害水バラスト汚染防止措置手引書 (2) 水バラスト記録簿又は所定の電子記録簿 (3)及び(4)は省略	<b>2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類*</b>  登録検査完了に際して、次に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。 (1) 有害水バラスト汚染防止措置手引書 (2) 水バラスト記録簿 (3)及び(4)は省略	
<b>3章 定期的検査</b>	<b>3章 定期的検査</b>	決議 MEPC.383(81) Regulation B-2 para.1
<b>3.1 年次検査</b>	<b>3.1 年次検査</b>	
<b>3.1.3 船上に保持すべき書類等*</b>  -2. 水バラスト記録簿又は所定の電子記録簿が3編1.2に従って適切に記録されていることを確認する。	<b>3.1.3 船上に保持すべき書類等*</b>  -2. 水バラスト記録簿が3編1.2に従って適切に記録されていることを確認する。	

## 「水バラストの電子記録簿」新旧対照表

新	旧	備考
<b>3編 バラスト水管理のための設備</b> <b>1章 通則</b>  <b>1.2 水バラスト記録簿（附属書 B-2 規則関連）*</b>  -1. 水バラスト記録簿には、少なくとも附属書付録IIに定められた情報を記載し、次に掲げる操作について記録しなければならない。また、記載に際しIMOにより作成されたガイドラインを考慮しなければならない。 <u>水バラスト記録簿は電磁的記録装置とすることができる、また、他の記録簿や記録装置に組み込むことができる。</u> 船上のバラスト水の容積は、立法メートルで概算されなければならない。 ((1)から(8)は省略) 4. 水バラスト記録簿には、バラスト水に関連する作業は遅滞なく完全に記録しなければならない。記載ごとに当該作業の担当職員が署名するものとし、記載が完了したページには船長が署名、又は電子記録簿の場合は船長が適時認証しなければならない。	<b>3編 バラスト水管理のための設備</b> <b>1章 通則</b>  <b>1.2 水バラスト記録簿（附属書 B-2 規則関連）*</b>  -1. 水バラスト記録簿には、少なくとも附属書付録IIに定められた情報を記載し、次に掲げる操作について記録しなければならない。また、記載に際しIMOにより作成されたガイドラインを考慮しなければならない。船上のバラスト水の容積は、立法メートルで概算されなければならない。 ((1)から(8)は省略) 4. 水バラスト記録簿には、バラスト水に関連する作業は遅滞なく完全に記録しなければならない。記載ごとに当該作業の担当職員が署名するものとし、記載が完了したページには船長が署名しなければならない。	決議 MEPC.383(81) Regulation B-2 para.1 Regulation B-2 para.5

**「水バラストの電子記録簿」新旧対照表**

新	旧	備考
<b>バラスト水管理設備規則検査要領</b>	<b>バラスト水管理設備規則検査要領</b>	
<b>2編 検査</b>	<b>2編 検査</b>	
<b>2章 登録検査</b>	<b>2章 登録検査</b>	決議 MEPC.372(80) Annex para.5.1
<b>2.1 製造中登録検査</b>	<b>2.1 製造中登録検査</b>	
<b>2.1.3 船上に保持すべき図面及び書類</b> <u>規則2編2.1.3の適用上、電子記録簿が船舶に備えられる場合、本会により発行された宣言書が備えられていることを確認する。</u>	(新規)	
<b>3章 定期的検査</b>	<b>(新規)</b>	決議 MEPC.372(80) Annex para.5.1
<b>3.1 年次検査</b>		
<b>3.1.3 船上に保持すべき書類等</b> <u>規則2編3.1.3の適用上、電子記録簿が船舶に備えられる場合、本会により発行された宣言書が備えられていることを確認する。</u>		

**「水バラストの電子記録簿」新旧対照表**

新	旧	備考
<b>3 編 バラスト水管理のための設備</b> <b>1章 通則</b>  <b>1.2 水バラスト記録簿（附属書 B-2 規則関連）</b> <u>規則 3 編 1.2 の適用上、水バラスト記録簿として使用する電子記録簿の利用方法は、IMO 決議 MEPC.372(80)によること。</u>	<b>3 編 バラスト水管理のための設備</b> <b>1章 通則</b>  <b>1.2 水バラスト記録簿（附属書 B-2 規則関連）</b> <u>水バラスト記録簿は、電磁的記録装置としても差し支えない。</u>	決議 MEPC.383(81) Regulation B-2 para.1 及び脚注
附 則	1. この改正は、2025 年 10 月 1 日から施行する。	